

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表1くみ取手数料の項中「280円」を「320円」に、「430円」を「530円」に改め、同表汚泥処分手数料の項中「100円」を「120円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表1汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

（理 由）

くみ取手数料及び汚泥処分手料を適正な額に改定するため、本案を提出する。